

## 2025 年9月定例会 討論

2025年10月2日

宮川えみ子県議

宮川えみ子です。日本共産党県議団を代表して、討論を行います。

はじめに知事提出議案 第4号 福島県森林環境税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で意見を申し上げます。

改正の内容は、今年度末に課税期間の満了を迎える県の森林環境税について、現在の制度を継続したうえで、名称を「ふくしま森林(もり)づくり県民税」に変更し、2030年度末まで5年間延長し課税をしようとするものです。

水源のかん養、県土保全等県民の福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性については言うまでもありませんが、国は同様の税金を、2024年度から新たに徴収しています。

県民はこれまでに加え、国からも徴収されることとなり、県と国の両方から年間1000円ずつ、合わせて2000円の課税をされることになり二重課税という批判は免れません。この県税収入は、年間約11億円・93万7千人が対象になりますが、県は課税の延長を中止し、これらの森づくり予算は農林予算で実施すべきです。

議員提出議案104号 消費税5%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書について申し上げます。

参院選が終わって2カ月半たちましたが国会が開かれません。野党は、憲法53条に基づき国会の開催を求めています。しかし、自民党は国会を開かず権力争いに明け暮れています。

参院選では、消費税廃止・減税を公約した野党が全体として議席を増やし、減税に反対した自民党公明党は過半数を割りこみました。

物価はとどまるところを知らず、1昨日はペットボトルなど飲料水の大幅値上げが報道されていましたが、飲食料品は10月からの3000品目の値上げを加え、今年になってから2万品目を超える値上がりです。国民の生活の苦しさ、生業の厳しさは選挙後も一層深刻になっています。町を歩けば、選挙の時に約束した消費税減税はどうなったのか、物価対策を何とかしてくれと言われます。特に建築関係者からは5%下がると2000万円の住宅で100万円安くなるとずいぶん違う、今仕事が少なくなっている深刻だと言われます。

上半期の企業倒産件数は5000件を超え、12年ぶりの高水準となり、小規模事業者の倒産が目立ちます。

さらに、病院や介護施設、福祉事業所等価格転嫁ができない業種は消費税が重くのしか

かり、経営の悪化も広がっています。

さらにインボイス制度では、フリーランスの会の実態調査で、90%が消費税の負担を感じ8割近くが価格転嫁ができないと中止を求めています。さらに、1年後に負担緩和措置「2割特例」がなくなると、登録業者の約4割に当たる81万を超える利用者が増税になるとしています。

物価高騰対策は消費税減税が、最も有効です。世界では、110の国と地域で消費税・付加価値税の減税が実施されています。日本共産党は、消費税減税のための財源は行き過ぎた大企業や富裕層の減税を改めさせることなど、財源を示し強く求めています。

当然この意見書は可決すべきであり、請願71号は採択すべきです。

議員提出議案 第109号 地域の医師不足解消を求める意見書について申し上げます。私の住むいわき勿来のある方が、整形外科に、受付時の朝9時に行ったら診察は夕方4時と言われた、またある方は、診察してから入院まで3カ月近く待たされた、手遅れ気味になってしまったと深刻です。入院施設がある病院や町の診療所も後継ぎがない等、次々に閉鎖されています。

このような実態が進んでいるにも関わらず、厚労省は医師数を増やすことはせず、偏在解消にシフトしていくとして、絶対的医師不足を見ようとしません。しかも、医師の働き方改革どころか、年齢80歳まで、時間外は月80時間まで、過労死するまで働けと言わんばかりを前提にした医師確保計画なのです。全く論外です。

内堀知事も参加する医師少数県での知事会では、地域医療を担う医師は絶対数が不足している、地域医療は崩壊の危機にある、さらに、医師の働き方改革、女性医師数の増、新たな感染症等、医療崩壊を招くことなく適切な医療を提供をするために、「医師需要推計」を見直し、「医師偏在指数」を元にした対策を改め、医学部の定員を増員すること求めています。

今議会に病院ベット数を削減するための補助金が提案されていますが、国が1病床減らせば410万円補助を出すという施策を打ち出し、医師不足等で休床しているベットも含め、なんと県内で2300床の削減申請がでました。国がまともに物価高や賃金上昇分に見合う診療報酬の改定を行わないために、背に腹は代えられないと申請をしてきたのです。

入院したくても・させたくてもできない深刻な状況をよく見るべきです。自民党・公明党・維新の会が推進する、医療費4兆円の削減は、医療崩壊を一層深刻にするもので中止すべきです。

医師不足全国42位という福島県からこの意見書を挙げていくことは当然であり議案は可決、請願72号は採択すべきです。

議員提出議案 第111号 防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書2024」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書についてです。

2021年8月16日に防衛省が初めて小・中学校生を対象とした、この白書をホームページで公開した当時、国内や韓国・中国などからも強い抗議が上がりました。この白書自体が特定の国を名指して、脅威をあり軍事力強化を正当化し、対立をあり立てる事態を生んできたという経過があります。

防衛省はこのような白書を、県内の各小学校に直接送付しました。石破自公政権の軍備拡大や改憲策動と軌を一にするもので、仮想敵国名を明記し抑止力が必要、憲法違反の反撃能力が必要としています。教育への政治介入は許されません。憲法9条の、武力による威嚇と武力行使の放棄をうたった平和主義の理念に大きく反するもので、当然、議案は可決すべき、請願73号と関連請願74号は採択すべきです。

議員提出議案 第115号 米の安定供給等を求める意見書についてです。

コメの値段が急騰し令和の米騒動は自民党農政の無策ぶりをあらわにしました。コメの値段は備蓄米が出回った一時期少しは下がったものの、高いままで推移し、庶民の暮らしに大きな打撃を与えています。生産者は高い値段で買ってもらえるのはありがたいが、これは続かない、このままではコメ離れがおきてしまうと心配しています。不安定な農業政策の下、また、もともと採算が合わない多くの生産農家は減少の一途をたどり、近隣の田圃を請け負ってきた比較的大規模なコメ農家も、高齢化や高価な機械が壊れてしまったことをきっかけに農業をやめたり、やめようとしていたり、地域では重大な事態になっています。

米不足になれば輸入拡大をすればいいという今の自民党の農業政策は、全く無責任です。食料安保というのであれば、この気候危機の下、まず食料の確保・自給率の向上こそ重要です。

コメを増産し十分な備蓄を確保する事、農家が安心して米を生産し、国民に安定供給できるようにすること。そのための農産物の価格保証・所得補償を確立することは当然であり議案は可決、請願75号は採択すべきです。

最後に継続請願、70号森林法第5条、第10条と阿武隈川地域森林計画書・計画事項の第2違反による先達山メガソーラー許可の取り消しを求めることについて申し上げます。

先達山のメガソーラー発電設備計画については、所在地の福島市が景観条例の審査で審査会も開かないまま適合と認めてしまったことで、県は市の決定を前提に林地開発の審査が行われてきました。

森林法に基づく県の地域森林計画では、民有林である当該区域を特に留意すべき森林に指定しており、開発は慎重に扱うべき区域です。森林は一度荒廃すれば長期にわたりその機能が損なわれることから、総合的、長期的な視点に立ち適切に管理育成する必要があるとされているのです。県は特に留意すべきとは禁止ではないから認められるという立場ですが、それでは留意するとしての意味が無いことになってしまいます。希少生物の保護も同様で、一旦破壊されてしまえば回復させることは極めて困難です。

この地域は半世紀前に大規模土砂災害が発生した地域であり、土砂災害の危険性が高い地域です。知事の開発許可要件では、「土砂の流出または、崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるに該当しないこと」としており、要件を満たす対策が取られたのかは疑問です。

福島市民からは、環境アセスへの意見の段階から繰り返し中止を求める要望があげられてきました。しかし、アセスメント制度は事業を中止させるためのものではないため、審査には十分反映されず、県は、当時の審査基準で基本的な違法性はないと判断し、林地開発許可を行ったのです。

工事が進むに連れて山肌が露出し、景観が大きく損なわれる事態となり、福島市民、県民はもとより、他県からも危惧する声が上がるとなり、全国が注目する事業として度々マスコミでも報道されてきました。吾妻山の景観は、福島の重要な観光資源であるとともに、市民の心の拠り所なのです。その景観が損なわれたことへの失望と怒りは日を追うごとに広がっています。

今日の異常気象により、これまで経験したことのない頻発する集中豪雨に対応できるのか、従来の基準ではなく新たな危険性を想定した対策が必要です。しかし、国の許可基準は今日の異常気象に対応するものではなく、調整池 1 つ取っても、国は 30 年に一度の豪雨に対応するもので良いとしています。県は 50 年に一度の独自基準で指導していますが、毎年のように線状降水帯が発生する異常気象の下では、従来の基準は全く意味をなさないものとなっており、見直しは緊急を要する課題です。事業者は、県の指導通りの工事を行っているのだから、不十分な点は国や県に言ってほしいと開き直っています。検討するとした反射光対策もとられていないため、福島市は景観条例に基づく工事完了届を受理していないにもかかわらず、事業者は 9 月 30 日に営業運転を開始しました。

利益優先の事業者に対しては、厳しい指導こそ市民、県民の安全確保の上からも必要なことであり、対策しない国待ちではなく、県が独自の条例をつくる等により事業者が進出できない状況をつくるべきです。大規模災害を未然に防止する観点から、本事業はこれからでも中止させ、原状回復を指導すべきと考えます。よって、本請願は採択すべきです。

以上で、討論を終わります。

以上